

## 高知大学希望創発センター規則

平成 30 年 3 月 22 日  
規則 第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 27 条第 2 項の規定に基づき、高知大学希望創発センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、大学の教育研究機能と、企業、自治体等の社会的実践の知見と経験を融合する希望創発教育研究システムを通して、俯瞰的な展望を持って自律的に課題を発見し、能動的に解決することができる次世代の担い手を育成することを目的とする。

(組織)

第 3 条 センターに、企画運営室を置く。

2 企画運営室に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 希望創発教育研究システムの設計及び運営に関すること。
- (2) 希望創発教育研究システムを通じた研究活動の推進に関すること。
- (3) 希望創発教育研究システムを通じた教育活動の推進に関すること。
- (4) 希望創発教育研究システムを通じた産官学協働の推進に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な活動に関すること。

(職員)

第 5 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 国立大学法人高知大学特任職員就業規則の適用を受ける特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教（以下「特任教員」という。）
- (3) 兼務教員
- (4) その他必要な者

(センター長)

第 6 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第7条 センターに必要なに応じて副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(特任教員及び兼務教員)

第8条 特任教員及び兼務教員は、センター長の職務を助け、センターの業務を処理する。

(運営推進委員会)

第9条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センターに運営推進委員会を置く。

- 2 運営推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(協働機関評価委員会)

第10条 協働機関の視点からセンターの取組と事業目的との整合性を評価するため、センターに協働機関評価委員会を置く。

- 2 協働機関評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。